

水道料金のお支払い忘れていませんか

▶問合せ 建設課上下水道係 ☎24-5111 (内線161)

安全な水をお届けするために

安全な水を各ご家庭に送り続けるためには、水道施設の維持管理や更新などを行う必要があります。これらの費用には水道料金を充てており、**料金の未納があると水道事業の運営に支障が出てしまいます。**



このところ、水道料金の未納者増加が深刻な問題になっています。水道料金は、使用量に応じて2か月ごとに請求させていただいており、水道を利用するすべての方に公平に負担していただいています。料金未納となった場合、徴収にかかる経費が発生するなど、正しく納めていただいているすべての方に多大な迷惑をかけることになります。

このような不公平が生じないよう、**水道料金は納入期限内に支払いいただきますよう、皆さまのご理解とご協力をお願いします。**

水道料金の未納対策

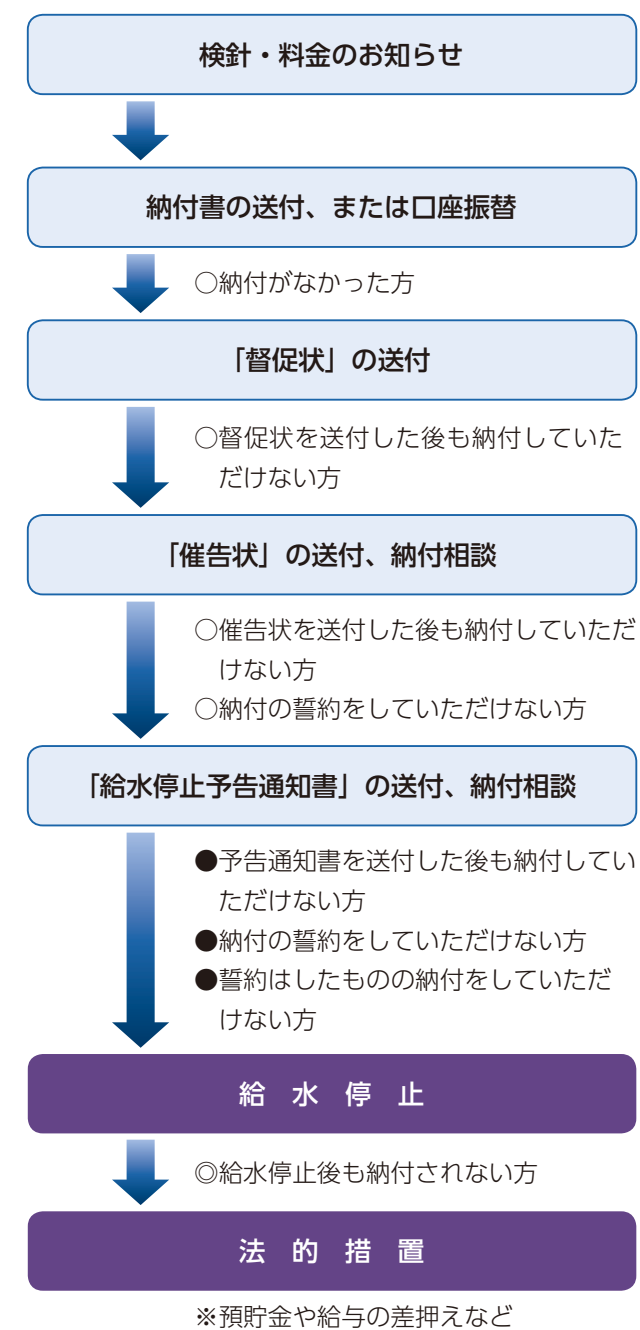
水道料金のお支払いが納入期限までになかった場合、未納者に対して右の手続きで支払いいただけるよう促していきます。書面や訪問による支払いの催促に応じていただけない未納者の場合、**給水を停止することになります。**

それでも納めていただけない場合は、**最終的には法的措置を執ることになります**が、公平を期するためにやむを得ない措置であることをご理解願います。

※給水停止措置後は未納料金全額をお支払いいただかなければ、基本的に給水を再開することはできません。また、給水停止や法的措置により何らかの損害が生じて、村は一切の責任を負いません。

未納の場合の手続き

水道料金の納付がない場合に取らせていただく手続きは次のとおりです。**納付や料金についてお悩みがありましたらお早めにご相談ください。**



新型コロナウイルス感染症の影響による

介護保険料の減免

▶問合せ 保健福祉課福祉係 ☎24-5111 (内線131)

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等、一定の条件に該当する介護保険の第1号被保険者(65歳以上)を対象に、保険料の減免を行います。

減免の対象となる方

次の1または2に該当する方は、申請により介護保険料が**免除または減額**されます。

1. 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第1号被保険者である。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次の①と②のいずれにも該当する第1号被保険者である。

①事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上減少が見込まれる。

②減少することが見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である。

※世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等にかかる前年の所得額が0円およびマイナスの場合は該当しません。

減免額

上の1に該当する場合 → **全額免除**

上の2に該当する場合 → 減額される保険料額は**次の算定式で決定**

$$\text{減免対象保険料額 (A} \times \text{B} \div \text{C)} \times \text{減免割合 (D)}$$

A…第1号被保険者の保険料額

B…世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる前年所得額

C…世帯の主たる生計維持者の前年所得の合計額

前年所得の合計金額が

200万円以下であるとき → 10分の10

200万円を超えるとき → 10分の8

※事業等の廃止や失業の場合は、前年所得の合計金額にかかわらず、対象保険料額の10分の10

介護保険料の減免の流れ

